

森林の相続登記費用支援

補助率

10/10

上限額

100万円

+

奨励金

最大20万円

“山林”を相続された方へ

- 相続登記などを専門家に依頼する経費について、東京都が原則、全額支援します。
- 一定の取組には、奨励金を加算して支給します。

～ 令和7年度 東京都「伐採を促進するための契約合意支援に係る

相続等登記費用支援補助金及び同奨励金事業」のご案内 ～

本事業の対象

- 都内在住の個人
(事業終了後は、森林循環の促進に向けて自治体等が実施する境界明確化等の施策に積極的に協力する意思があること。)
- 八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町に所在する「地域森林計画」の対象森林(※裏面参照)を相続又は遺贈により取得

対象となる取組の例

司法書士等の専門家に依頼して行う以下の取組が対象です。

- (1) 相続等登記の実施に向けた調査
- (2) 相続等登記のために作成された遺産分割協議書、相続登記等

〔対象経費の例〕

- ・ 登記情報や住民票等の取得に要する経費
- ・ 相続等登記に必要な書類の作成や登記所への提出に要する経費

お問い合わせ先

東京都 産業労働局 森林事務所
森林産業課(相続等登記補助事業担当者)
電話:0428-78-3007
(受付時間:午前9時から午前11時45分まで
午後1時から午後5時まで〔土日祝祭日を除く〕)

詳細は、森林事務所ホームページからご確認いただけます。
<https://forestry-office.metro.tokyo.lg.jp/about/zou/bassaihojo/index.html>



(裏面に記載の内容もご確認ください。)

支援（補助金）の概要

原則、全額補助・上限金額100万円（登録免許税・消費税等の租税公課を除く。一部経費に上限金額あり。）

奨励金の概要

上限金額20万円

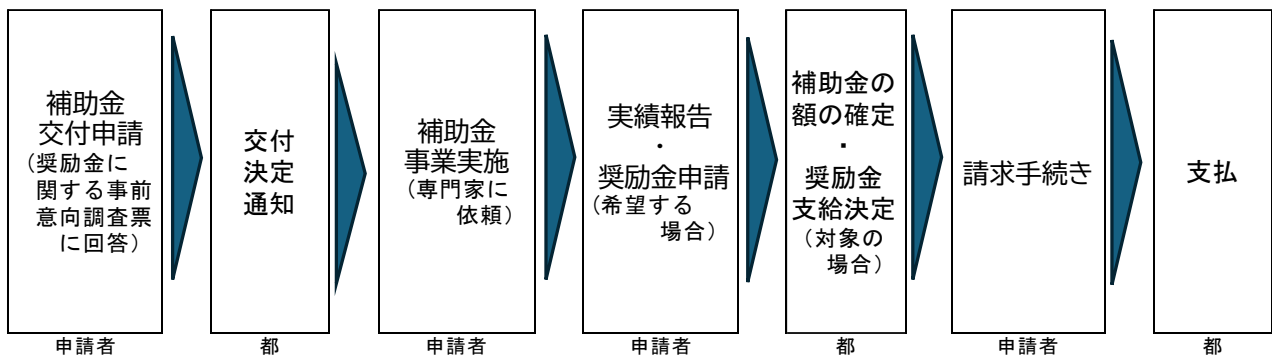
〔計算式〕 補助金の確定額 × 20%

（例） 補助金の確定額が40万円の場合・・・40万円 × 20% = 8万円

本事業終了後、所定の手続きを行った場合、補助金（100万円上限）とは別枠で、奨励金を受け取ることができます。

ただし、対象となる森林等に「森林経営計画」（森林法（昭和26年法律第249号）第11条）による認定が行われている場合等は、補助金の支給は受けられますが、奨励金は対象外です。

補助金・奨励金を受け取るまでの流れ（都における手続きの各段階には所定の審査等があります。）



※「地域森林計画」の対象森林（本事業の対象）

森林法は、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進するため、森林計画制度を定めており、知事は「地域森林計画」を策定しています。

本事業では、この計画の対象森林（同法第5条を根拠とする計画のため「5条森林」とも呼ばれます。）であることが要件となります。

なお、相続等した森林が、「5条森林」であるか否かは、森林が所在する市町村の林務担当部署のほか、パンフレット記載の担当部署でも回答可能です。

森林の地番がわかる資料（例えば、登記簿謄本の写し（古いものでも構いません。））をお手許にご用意の上、お問い合わせください。

- 申請手続きに当たっては、必ず募集要項及び補助金交付要綱等をご確認ください。募集要項等は、森林事務所ホームページ（表面記載）などから入手できます。

東京都産業労働局森林事務所

（所在地）東京都青梅市河辺六丁目4番地の1 東京都青梅合同庁舎2階